

外国人労働者受け入れ論議が 照らし出す日本の課題

1980～90年代の日本国内における研究動向の特徴

中川 功

はじめに 問題意識と方法論

- 1 日本に直接関連する論文で入手できた論文数の推移
- 2 外国人労働者流入と「導入への蠢動」
- 3 受け入れをめぐる論調

おわりに まとめと課題

はじめに 問題意識と方法論

(1) 問題意識

少子高齢化にともなう労働力不足への対応という観点から、外国人労働者の新たな受け入れの機運が日本国内において高まっている。報道においては、経済・経営者団体の最高責任者が積極的に現行受け入れ制度の見直しを提言している。これら発言の基礎は、経団連、経済同友会、日経連などがまとめた各種報告⁽¹⁻⁷⁾に置かれている。また厚生労働省も「外国人雇用問題研究会」を組織し、「外国人労働者受け入れ制度の見直し」⁽⁸⁾を検討している。しかしながら、見直されるべき現行受け入れ制度の前提に対する検証が、きわめて未成熟なままに議論が推移している傾向がみられる。とりわけ「いわゆる単純労働者」の受け入れについては、そのことがあてはまる。というのも、同報告書⁽⁸⁾では外国人「単純労働者の受け入れに慎重である」理由が6点指摘されているが、以下に引用した から までの理由について、日本国内の事例研究で明確に検証された研究が存在したかどうか、という疑問が生じるからである。

他の労働者の就業機会を減少させるおそれがあること。労働市場の二重構造化を生じさせること。雇用管理の改善や労働生産性の向上の取組みを阻害し、ひいては産業構造の転換等の遅れをもたらすおそれがあること。

このような予想される検証不足は、日本経済が外国人労働者を必要としないかたちで高度経済成長を達成したという実態に対応した研究動向に、由来していると思われる。この点についてすでに森⁽⁹⁾などが指摘している。

単純労働者を受け入れない「方針は、1967年の第1次雇用対策基本計画」から「現在まで維持さ

れている」という。しかしながら、現実の社会に目を移すと、外国人単純労働者は受け入れられている。井口⁽¹⁰⁾が指摘するように、合法的には日系人であり、研修生・技能実習生であり、非合法的には不法就労者である。しかも外国人専門的・技術的労働者の合法的な受け入れも二つの側面において進んでいる。それらはIT部門⁽¹¹⁾と日本に進出した外資における管理部門である。

このように、実質的に日本への外国人労働者の受け入れが進展している状況を踏まえ、本稿では外国人単純労働者の非受け入れ政策と実質的受け入れ過程が、相互に影響を及ぼしながらどのように進んで来たのかを時系列に追っていく。その過程を追うことで、この問題に関して日本がいま何をしなければならないか、という課題が照らし出されると思われる。

(2) 方法論

まず本稿で取り上げる研究対象を、論文中心にすることにした。単行書はすでに森⁽¹²⁾が紹介済みだということ、論文の方がより時代背景が映し出されているのではないかということ、さらには「単行書」という一つの「まとめり」にならなかった論稿も多く含まれていること、などがその理由である。

大原社研の論文データベースで「外国人労働者」「日(本)」「198(0)」「199(0)」で検索したところ、678件がヒットした。これらには、支援者団体、労働組合、政府、自治体、使用者・その団体、研究者、研究機関、入管など、実に多彩な当事者が含まれている。しかし文献収集していくなかで、上記件数に含まれない論文も数多く存在することがわかった。したがって日本で発表された日本に関する外国人労働者論文をすべて網羅しているわけではない。当然扱われているテーマも多岐に渡っている。ここでは大分類として「日本への受け入れ」に関する論文に焦点を絞って研究動向を整理していくことにしたい。なお、論文を引用するにあたっては、執筆者の所属や職種や肩書きは当時のままで表記した。

1 日本に直接関連する論文で入手できた論文数の推移

入手できた論文数は合計で538であった。これらを便宜上、1980年代と1990年代とに分け、さらに各年代を前半と後半に分けた。この分類の根拠は、80年代後半に外国人労働者が増加したこと、「改正入管法」が1990年に施行されたこと、に起因している。

80年代前半の論文で入手できた数は、1982年の『労政時報』第261号の特集に含まれる4と他1のみであった。入手できた論文の数が大幅に増えるのは1988年になってからである。87年まで論文数は一桁にとどまっていたが、88年になると78(『法学セミナー増刊号』⁽¹³⁾収録の26を加えると)へと一挙に急増した。

1980年代前半：80年 0, 81年 0, 82年 4, 83年 0, 84年 1。計 5

1980年代後半：85年 4, 86年 3, 87年 8, 88年78, 89年63。計156

1990年代前半：90年95, 91年73, 92年51, 93年37, 94年29。計285

1990年代後半：95年25, 96年11, 97年27, 98年16, 99年13。計 92

1980年～1999年：合計538論文

2 外国人労働者流入と「導入への蠢動」

(1) 専門的・技術的外国人労働者

(a) 1980年代

西武流通グループが1981年に外国人社員を一般職採用したのをきっかけに、労政時報編集部が「ここまできた外国人採用」⁽¹⁴⁾の状態を調査している。企業活動の国際化にともなう英語講師として企業は雇うのが一般的であった。産業能率大学によるアンケート調査⁽¹⁵⁾では、約70%が語学サーブिस・語学教師に該当していた。他方、古くは東洋エンジニアリングが1967年ごろから採用を開始し、しかも職種の拡大もみられ、当初のエンジニアから「営業関係業務の一般職種まで範囲を広げ、合計9人の外国人を採用している」⁽¹⁴⁾ことがあきらかとなった。またすでに倒産した山一証券も1976年ごろから投資部門などに若干名の外国人が雇用されている。同調査によると、給与水準は、弁護士の場合を除くと日本人社員と同等（東洋エンジニアリングの場合）かそれよりやや高い程度で、全体として、給与や福利厚生は適用は、飛び抜けて優遇されているわけではない。

また、同編集部は、民間の人材あっせん機関・国際経営顧問協会（略称イムカ）にインタビューを実施し、1976年から1981年9月までにイムカに登録した外国人が876人いたことをあきらかにしている⁽¹⁶⁾。1981年の時点で、「特定の在留資格」で入国した約23.8万人のうちで「就職」が1923人を占めていた⁽¹⁷⁾。

社団法人日本在外企業協会が「外国人知識労働者の雇用実態調査」を1987年に実施した。その結果が88年に発表された⁽¹⁸⁾⁽¹⁹⁾。それによると次のような特徴があった。雇用する外国人の人数は3人以下が70%、雇用目的は海外業務支援のためが60%強、雇用形態は社員49%、嘱託48%で雇用期間は特に決めていないが最多、などである。問題点としては、社会保険制度などに矛盾が生じたことが指摘されていた。同様の調査結果が、労政時報編集部による外国人雇用企業20社への個別調査からもえられている⁽²⁰⁾。

(b) 1990年代

90年代に入るとすぐに、東証一部上場企業を対象としたアンケート結果が公表された⁽²¹⁾。外国人を雇用していると回答した企業のうち、営業・翻訳・技術・管理の各部門で約80%を占めていることから、専門的・技術的外国人を中心とした雇用と推定される。今後の増員計画については、「増やす」が44%で、「現状維持」が49%であった。ほとんどの企業で、グローバル化への対応が大きな理由となっている。

銭⁽²²⁾の研究は大変に興味深い。知識労働者の国際移動が多様なかたちで進んでおり、日本に在留する同層の86年と92年を比較すると2.5倍も増加している。このような問題意識をもって日本の外国人知識労働者の動向を分析すると、次の事実がわかった。従来型の「頭脳流出」が存在する一方で「頭脳交流」型も増えている。また絶対賃金格差は移動要因として大きな意味があるものの、「相対賃金格差」との総合的判断が移動を左右させる、というものであった。

90年代後半に入ると、専門的・技術的外国人労働者の質的变化がみられる。当初、この分野における外国人雇用の目的は語学教師や翻訳要員にあった。ところがTDK⁽²³⁾の事例が示すように、海外現地法人からの非日本人社員の出向が増えたり、日野自動車工業のように、「外国人の雇用を下からの組織風土改革の一環」として導入を推進してきた事業所もある。その他の外国人雇用企業でも同様の傾向がみられる。

専門・技術職の雇用形態は正規従業員が中心で契約社員がそれに次ぐ⁽²⁴⁾。それに対して一般職種の場合はアルバイトと臨時・パートが中心になり、3番目が正規従業員である。また間接的雇用は一般職種の方が多いのが特徴と言える。

(2) いわゆる単純労働者

日本だけでなく、一般的に受け入れ問題というと、外国人単純労働者の受け入れをどうするかが最大のテーマとなろう。ここでは、主に単純労働者の現状分析を紹介することにする。

(a) 1980年代

小林⁽²⁵⁾は、「資格外活動者」が「1965年以降から漸増を開始、83年には史上最高の2339人を記録した」ことを取り上げている。さらにその特徴を3点挙げて分析した。「じゃばゆきさん」に代表される女性が過半数を占めること、東アジアと東南アジア出身者が多いこと、暴力団がらみのブローカーが仲介していること、である。新聞等で報道されはじめたこうした現状を受けて、1985年に「日本で働くアジアのひとびと」という特集が組まれた。その内容には、ほぼ現在の外国人労働者問題の問題点がすでに網羅されている。

じゃばゆきさんの他に「外交官宅でメイド、運転手などをして働いているフィリピン人」⁽²⁶⁾、「製造業の工場勤めが圧倒的に多い」定住インドシナ難民、当時、査証相互免除協定をまだ結んでいなかったバングラデシュとパキスタンから観光ビザで来日し、日本語学校への「入学手続きを済ませ、近隣国の日本大使館まで飛びカルチュラルビザを手」にして再来日するプロセスが指摘されている。同協定は89年1月15日以降、一時停止された⁽²⁷⁾。

定住インドシナ難民については、発生からの10年間の事業を振り返った報告がなされている⁽²⁸⁾。就職状況について、「企業規模別では、従業員百人未満の企業が2056人と全体の83.4%を占め」ていることをあきらかにしている。インドシナ難民の定住化と第三国移住の経過という二つの方向性を分析することは、定住化モデルの分析にも意味を持つ。1985年において、就学目的のカルチュラルビザで新規に入国した外国人は、台湾、韓国、中国が上位3国を占め、全体の61%であったこと⁽²⁹⁾、こうした就学生・留学生の多くが私費留学であり、生活費捻出をアルバイトに依存している状態にあること⁽³⁰⁾、「技術研修という名の労働力移入」がおこなわれ、しかも「研修」受け入れ事業には国庫補助金が支払われていること、が指摘された⁽³¹⁾。

早い時期に外国人労働者問題の核心の一つを突いたのは永山⁽³²⁾である。「賃金・労働条件が日本人労働者と同等で」あれば受け入れてもよいとする見解について永山は、「一種の観念のなかでの想定、建前にとどまる可能性が高い」と評した。その理由は、外国人労働者の他国での存在要因が、低賃金と有期雇用であるからだ。日本人と同等であれば、企業は経営が成り立たないのである。

（b）1990年代

千葉県で実施されたアンケート⁽³³⁾では、有効回答数2407のうち、外国人を雇用しているのは4.8%と判明した。国籍はアジア系が上位で、中国、バングラデシュ、フィリピンの順で多く、全体の47.1%を占めている。また将来においても同地域の外国人を雇いたいという結果がでている。職種は製造作業員が47%で最も多く、将来において雇いたい職種も製造部門がトップとなっている。

同様の結果が、改正入管法以前に中小企業を対象にしたアンケート⁽³⁴⁾によってわかる。有効回答2218事業所のうち約14%が外国人を雇用している。業種別では、飲食業が約29%と最も高く、次いで製造・加工業の19%である。さらにサービス業14%、建設業12%と続く。製造・加工業と建設業での職種は技能職が約80%を占めた。国籍はアジアが大半を占め、なかでも中国が33%で最多となった。石川⁽³⁵⁾らが実施した東京都内中小企業調査では、「アジア系労働者の流入とその低賃金労働によって日本人の雇用が脅かされると懸念する日本人従業員は、約二割にとどまる」。

じわじわと外国人雇用が広がる現実に対して、「技能実習生」というかたちでの対応を労働省は提案してきた。その具体的内容については、労働省が組織した「新たな外国人研修制度の創設に関するプロジェクトチーム」が検討した⁽³⁶⁾。手塚によれば、「研修と就労の組合せ」で、同チームの試案では、「一定期間の研修を経た上で技能評価を行い、...その後技能の熟練度を高めるために雇用関係の下で技能実習」する、という内容である。労働省案に似た内容の「新実習プログラム」とそれとセットになった独自の「国際ローテーションシステム」を、経済同友会労働問題委員会が提案した⁽³⁷⁾。後者は、まず国際ローテーション機構を設置し、そこで実習生の受け入れ総数などを策定したり、実習プログラムを実施したりする内容となっている。

マハムード⁽³⁸⁾の単純労働者の受け入れに関する比較論はユニークである。「若くて素人のエンタテイナーを受け入れているのに、単純労働者は受け入れない」、「単純労働者...の導入は制限しながら、...素人のエンタテイナーの流入が増加している」ことは、政府の政策方針の矛盾と、「特定の業種に限って導入しようという強い政治的な力が働いていることを示している」、と彼は指摘している。

（3）資格外活動または不法就労

（a）1980年代

資格外活動または不法就労の増加に対して、不法就労を取り締まる側からの報告が、『法律時報』の特集「在留外国人の諸問題」でなされた⁽³⁹⁾。そこでは近年の特徴として、不法就労が激増していることが指摘されている。それを阻止するためには、不正入国を防ぐことはもとより不正出国もさせないように入管業務上の努力がなされている。旅券と査証の偽変造、入学や婚姻の偽装という不法入国をしてまで不法就労しようという事例もある。このような場合、「まず例外なしに手引きする者が介在する」。仲介業者たちが旅券と査証を変造する「巧妙な手口」もルポとして発表⁽⁴⁰⁾された。

資格外活動事犯や不法残留事犯の弁護を努めた経験と考察から、「労働ビザの解禁よりも」、「ブローカー、悪質なプロダクションの根絶」を、と林⁽⁴¹⁾は主張する。さらに「就労が違法であってもそのことによって外国人が一切の日本法の保護を受けられないということはありません」との指

摘も大切な視点である。

1988「年上期に摘発された不法就労者の地域分布」は、東京を始めとして埼玉、千葉で全体の半数を超えている⁽⁴²⁾。支援者は、特別在留権（アムネスティ）の保障を検討するべきだと提案した⁽⁴³⁾。たとえばカラパオの会は、現行入管法にある特別在留の項目を適用してアムネスティ（特赦）をまずすべき⁽⁴⁴⁾と提唱している。また、1988年は不法就労者の男子比率が62.4%と女子比率を上回った年である⁽⁴⁵⁾。

総理府広報室⁽⁴⁶⁾が国民に対する意識調査を実施した。不法就労については、「良くないがやむを得ない」が45%であり、「良くないことだ」の40%を上回った。不法就労者への対応については、「...悪質な場合に...取り締まる」の40.7%と「労働力不足の分野は取り締まらない」の7.3%とを合計すると半分弱を占め、やや寛容な姿勢が示されている。「日本人が就きたがらない職業への就労」については、「本人が就きたがっている場合は」良い、が最多で約35%だった。

(b) 1990年代

中小企業調査によると⁽³⁴⁾、全体の48%を占める学生資格のなかで「週6日以上就労が全体の61.8%、また67.9%が一日当たり8時間以上の就労」をしている状況があり、全体の26%を占める観光資格での在留者はすべて違法就労であることからすると、全体の70%以上が違法就労であるということがわかった。1990年に実施された世論調査⁽⁴⁷⁾で不法就労に対する世論の意見が出ている。「良くないことだ」と完全否定派は32%、「良くないがやむを得ない」という消極的肯定派が55%となっている。

1990年に摘発された不法就労に関する統計から得られた特徴は、以下の7点に絞ることができる。

単純労働の業者に集中しはじめた、男性が女性を上回り続けている、地方都市に拡散している、滞在が長期化している、多国籍化が進んでいる、不法就労の手口が巧妙になっている、凶悪犯罪を引き起こすケースが増えている、である。こういう特徴を佐藤⁽⁴⁸⁾は、「南北問題が日本国内にもちこまれている」とまとめた。

台湾などの皮革製造業の台頭によって厳しい経営環境におかれている日本の皮革関連産業に外国人就労者が集中し始めている。そのほとんどをアジア・アフリカからの不法就労者が占めている。皮革製造業の協同組合員を対象にしたアンケート調査⁽⁴⁹⁾では、回答企業の40%強が外国人を雇用していることがわかった。一般的な中小企業では11%であるから、平均よりかなり高くなっている。

こうした不法就労外国人の救済策として、アジアの労働者との連帯を目指す市民団体CALLネットワーク⁽⁵⁰⁾も、「すべての資格外労働者にアムネスティを!」を共通のスローガンとした。高藤⁽⁵¹⁾は、ILO条約にある均等待遇の原則を不法就労者にも適用していくべきと考える。「いちばんてつとり早い仕方は、不法就労者を合法化すればよ」と提案した。

また、「労働関係法規は、国籍のいかんや不法就労の外国人であるかどうかを問わず、労基法九条の『労働者』に該当するすべての者に対して適用される」と規定し、さらに、「労働省も昭和六三年一月二六日の通達『外国人の不法就労等に係る対応について』（基発第五〇号、職発第三一号）において」これを確認していることを、後藤⁽⁵²⁾は明らかにした。

アムネスティに対する一つの見方として山口⁽⁵³⁾は、アムネスティを実施しても「それほど出てこない」、「政策というよりは現実に対する降伏」と反対した。また柳田⁽⁵⁴⁾も、「単純労働者の就労を公認する結果とな」と否定的見解を示した。井口なども慎重な姿勢を示しており、日本ではまだ実行されたことはない。

3 受け入れをめぐる論調

このテーマに関する論議が、本稿の主題である。ここでは、時系列整理に基礎をおきながら、各論調の主体別に分類して整理することにする。なお、支援団体、人権、社会保険、居住等についての意見や調査については、本稿の対象からはずされている。

(1) 1980年代

(a) 研究者・調査研究機関・評論家・ジャーナリスト

以下に見るように、ここでは、「制限・条件付き受け入れ」、「アジア経済との連携」、「産業構造革新問題」などが主要な論点であったと思われる。

早い段階で受け入れに関する議論・論調を整理したのが筆宝である⁽⁵⁵⁾。受け入れ積極論には、建設省、外務省、東京商工会議所、佐和隆光などが組み、受け入れ慎重論の陣営は労働省、厚生省、西尾幹二、小池和男などが位置するとした。筆宝自身の結論は明確になっていないが、単純労働力の導入には、社会的コストや日本社会全体の合意とシステムづくりが課題だと指摘した。

実現はしなかったが、外国人労働者の受け入れに対する日本人の意識調査や受け入れへの「蠢動」が、早くから存在したことを游⁽⁵⁶⁾は教えてくれる。大来佐武郎を会長とする日本国際フォーラムは、受け入れ促進を提言した⁽⁵⁷⁾。すなわち、アジア諸国との友好関係、外国人排除に対する国際的な批判、日本の国際化という波を理由として、産業分野の限定や雇用期間の期限付きなどの条件を付けた上で、入国要件を緩和し、単純労働者も受け入れるよう提言したのである。また、論点がやや散漫になりなおかつ証明が不足しているが、日本の労働市場開放論もすでに登場している⁽⁵⁸⁾。

経済評論家の石岡⁽⁵⁹⁾は、単純労働者の受け入れに積極的な「財界・業界」の主張をまとめている。それらは、関西経済同友会、21世紀経済基盤開発国民会議、海運業界の海運造船合理化審議会（運輸大臣諮問機関）、水産業界の漁業問題研究会（水産庁長官の私的諮問機関）、建設業界の日本電設工業協会などである。経済同友会も受け入れ積極派に入る⁽⁶⁰⁾。とりわけ海運業界の事例は、外国人労働者受け入れの是非を分析するにあたって非常にわかりやすい構造と背景を説明してくれると思われる。このことを詳細に分析しているのが澤⁽⁶¹⁾である。「外国混乗船」と「日本混乗船」の出現過程には、外国人労働者問題の核心が凝縮されている。また篠塚⁽⁶²⁾も「外国人への労働開放のモデルケースとなり得る」として、「遠洋漁業における外国人労働の採用が許可された」事例を紹介している。

吉田⁽⁶³⁾は、熟練労働者と未熟練労働者とに分けて、国内労働市場への影響を理論モデル分析によって計測した。前者の場合、「労働市場に直接的・間接的効果によって需要を創出」し、「移動は双方向的」になるので受け入れは可能だが、後者の場合、「国内の未熟練労働者と競合し、かれら

の雇用を喪失させたり、所得分配上不利な影響を及ぼす」ので、「受け入れには消極的になる」と結論づけた。ただし、「労働市場が超過需要下にあるとき」のような一定の条件下では、「受け入れ国に経済的利益をもたらすこと」も付け加えている。鳴沢⁽⁶⁴⁾は、徹底的に現実をよく見つめて認識し、「ルールをつくり、秩序だった導入をはかる方向に政策を切り替える」ことを提唱している。

国際経済との協調を唱える新しい提案も出てきた。「大企業正社員として、他国の優れた人材を日本」企業に登用せよ⁽⁶⁵⁾、との主張である。その一側面は、対日貿易赤字が多い東南アジアには直接投資している日本企業が多い、そういう企業で正社員として登用し、内部昇進の道まで開け、と付け加えた。

樋口⁽⁶⁶⁾はこの時点で初めて、国際競争力が弱い産業の海外移転あるいは国際分業と外国人不熟練労働者の受け入れとの関係を論じている。受け入れによって国際分業の進展を阻害する可能性に触れた。また、景気変動の波を受けた場合、不熟練労働者は「国内労働者も巻き込んで賃金引き下げ競争を行う可能性」があるという。今村⁽⁶⁷⁾⁽⁶⁸⁾は、樋口の研究成果を援用して、不熟練労働力の流入と日本人労働力の失業との相関性を予測している。

桑原⁽⁶⁹⁾も、基本的な政策の方向の第一番目として、送り出し国の雇用機会創設を挙げる。そのために日本が投資や技術供与を惜しんではならないとした。非単純労働については漸次緩和するが、単純労働については規制を維持し、国内労働者と同等の労働条件の下であるならば、受け入れも可能としている。

単純労働需要が日本国内にどのぐらい存在するのかを推計で公表したのは島田晴雄を座長とする「調査研究委員会」⁽⁷⁰⁾が初めてではないだろうか。同調査によると単純労働需要は「日本の労働市場の1～2割に過ぎない」としている。

依光⁽⁷¹⁾は、この時点での受け入れ論議を整理し、提起にはもっと論証が必要だと注意を促しつつも、積極論と消極論に分けて論点を三つに絞った。そして受け入れに関して次のように整理している。不法就労については、積極・消極どちらの場合でも「外国人労働者の生存権を制度的に保障するシステム」の構築を提起した。また、「企業・地域の受け入れ体制の整備」の必要性を説く。

経済学理論の観点から、「現行の日本のような単純労働の受け入れを禁止し、経済協力によって代える対応は、日本にとっても労働供給国にとっても、概して不利益な政策といえる」と山本⁽⁷²⁾は結論を導き出している。しかも、専門・技能労働者は受け入れて単純労働者は受け入れない政策は、「近隣諸国側にとってはいっそう不利益となる」と付け加えている。

その他の論点として、「研修・技能実習の導入」論や「受け入れ否定派」の主張があげられる。手塚⁽⁷³⁾は「反対論でも賛成論でもない」と別の論文で表明したが、そこ⁽⁷⁴⁾では次のような具体的な方法も提案している。現時点で「受け入れについて明らかとなっている」6点を指摘してから、「現在わが国における有力な議論」に「自家撞着や矛盾点がある」と批判した。その批判の鋒先は、単純労働力の受け入れ肯定派に向けられた。同時に建設・土木職種に資格制度を設けて、そこでの訓練を義務付けることを提案した。

下田平⁽⁷⁵⁾は不熟練労働者の受け入れは、「日本人定着住民との労働市場における境界線」をつくる。そのことは「在日問題」ですでに体験済みであると指摘した。

（b）労働組合

総評⁽⁷⁶⁾⁽⁷⁷⁾は、良質の労働力といえども受け入れるのは「便宜的、一面的」と批判し、さらに単純労働者の受け入れを次のように強く否定した。「これまで労働市場の『二重構造』がパート、季節、出稼ぎなどの不安定雇用の形で放置されている現状では、低賃金労働力層の拡大となるような事態は絶対に避ける」。総評元国際部長であった若林⁽⁷⁸⁾は、以上の論点をさらに深く掘り下げて分析し、「反差別と平等な労働権の保障」という結論に達している。風俗サービス業の外国人労働者だけを対象に論ずることを「一種の差別」だとして反対するが、受け入れるならば、外国人の労働条件も日本人と平等にすべきだという意見だと思われる。

労働組合の立場から受け入れにつよく反対表明したのが造船重機労連書記長（当時）の伊藤⁽⁷⁹⁾である。造船重機産業では過去に二度にわたる構造不況の影響で雇用調整が進められた結果、労働者の解雇を経験した。それをもとにして考えると、現在主張されている受け入れ論は安易だと批判する。ヒトの自由化による国際性の向上、経済大国日本の国際的責務、日本人のいやがる仕事を任せよ、低賃金労働力の導入によって企業が国際競争力をつける、という理由に反駁し具体的に次のような提言をしている⁽⁸⁰⁾。不法就労問題にけじめをつける、労働省をはじめとする各省が協調して対応策を立てる、一般技能系（単純）労働者の国内就労は絶対に認めない、研修生を厳格に扱う、外国人労働者の法的位置づけを明確にする、などである。さらには、受け入れによって「社会的不安が非常に拡大する」、「社会的コストが非常に大きくかかる」、日本人の失業問題が起こる、と予測した。経済企画庁とほぼ同じ結論だが、単純労働の受け入れは、「絶対行うべきではない」と強調しているのはゼンセン同盟⁽⁸¹⁾である。

以上、1980年代の労組の主張は、受け入れ否定派に属する見解が多くを占めた。

（c）企業・経営者およびそれらの団体

小金⁽⁸²⁾は、熟練と未熟練とに分類する方法そのものに疑問を呈し、前者は受け入れ後者は拒否するのでは、受け入れ制度に「不透明感」をもたらすと主張する。受け入れ自由な国は世界中のどこにも存在しない。「日本は防衛と開発援助に対してはGNPの1%を拠出しているのだから、雇用においても、市場の1%を外国人に開放すればよい」と上限値設定の上で開放を勧めている。

前川リポート以降、日本は国際貢献型の経済体質に変えることに成功した。今度は日本社会を国際貢献型に変えることが、国際的地位を一層向上させる。また、国際的な人の流れについて、「日本に就業機会をもとめる人の流れを絶つのは、これから何年かにわたって不可能だろう」と椎名は予測した⁽⁸³⁾。

メッキ工場の現場から吉川⁽⁸⁴⁾は、政党の無関心、「外国人に頼ろうとする職場」に労組幹部が加えた批判、経済学者の現場知らず、大手の下請けに対する納期と価格の押し付け、などに批判を加え、人手不足の解消策として主婦と外国人の必要性を説いた。

日経連⁽⁸⁵⁾は、「労働省調査会に臨む基本態度」をまとめ、単純労働者の受け入れは認めないを支持したが、雇用許可制には反対した。理由は、外国人労働者との雇用契約はあくまでも私的契約であり、「これに行政が介入するのは不適當で」とした。

全商連の永吉⁽⁸⁶⁾は、低賃金労働者利用を目的とした大企業の東南アジアへの直接投資や日本へ

の無定見な受け入れが、欧米諸国の「悪しき先例を繰り返すこと」になる、「他国民を犠牲に」してはいけないとした上で、中小零細業者が技術革新をつづけることに活路を見出している。

以上のように、企業・経営者およびそれらの団体の論調は、おおむね受け入れ賛成派と見て良いであろう。

(d) 政府・関係省庁・外郭団体

経済企画庁国民生活局⁽⁸⁷⁾は、国民生活審議会総合政策部会政策委員会の結論を引用して、「専門職、技術職に関する規制緩和の方向」が「閣議決定され、『世界とともに生きる日本 経済運営5ヶ年計画』においても確認され」と緩和策を支持している。その一方で単純労働の受け入れは否定している。

財団法人入管協会主催の「外国人労働者入国問題検討委員会」の最終報告がまとまり、発表された⁽⁸⁸⁾。専門・技術労働者の受け入れは「国民的なコンセンサスを得ている」上に、大量の流入も考えにくいことから、「今後とも積極的に拡大が図られて行ってよい」。単純労働者については、単純労働者の定義付けからはじまってかなり詳細に議論されたと思われる。その結果、多くの検討事項が提示されたにとどまっているところが特徴といえるだろうか。「検討の結果、受け入れを行う場合にも」、試行期間を設けてからさらに対応策を考える必要がある、と慎重だが幅広い議論を喚起しそうな結論となっている。また、「労働許可制度には慎重な検討を要する」ことも付記した。

通産省に新設された産業労働企画官の太田⁽⁸⁹⁾は、当然政府方針の枠のなかで受け入れを論ずるのだが、太田の認識の一端が表明されている。単純労働を受け入れると、社会的コストがかかる上に「集まって住んで定着化することで差別が発生」し、しかも「居住地区が荒廃してしまう、犯罪が増える」と断定している。

様々な見解が表明されるなかで、入管法の改正準備が進められていった。そして入管⁽⁹⁰⁾は、在留資格の18種類から28種類への増設を公表した。法律・会計業務や企業内転勤など、専門・技術労働者の受け入れ拡充に対応した新設と、のちに日系人が適用されることになる「定住者」資格も新設されている。

以上、政府等は、各界の意見を聞きながらも伝統的な「受け入れ否定」を踏襲した。ただし、切実な人手不足になっている分野においては「現実的対応」が法律となって結実した。

(e) 政党

社会党は「外国人労働者問題特別委員会」を設置し、「外国人労働者問題対応五原則」⁽⁹¹⁾を提唱した。開放系社会、人権尊重・内外人平等、雇用調和、互惠・共生、国際水準の五原則である。さらに「当面緊急に講ずべき措置」として「国及び地方自治体における相談窓口の整備」など8項目をあげて受け入れの条件整備を提唱した。

自民党も同党政務調査会の中に外国人労働者問題特別委員会を設置した。同委員会で現在の日系人の就労につながる提案が出てくる⁽⁹²⁾。事態は同委員会委員長のほぼ原案通りに進んだ。「十代、二十代の日系三世」が日本で「働きながら進んだ技術を取得してもらいたい」。日本国籍の無い彼らを「何らかの方法で特別扱いにし」て在留資格を付与する。限定付き受け入れの対極にある「労

働開国反対論の大きな理由は、文化、風習の違うアジア人を大量に受け入れると人種差別など摩擦が起こりやす」ということにある。そこで、「同じ日系人なら日本語を十分に話せない人がいても、それほど気になら」ないだろうという見通しを立てた。

共産党⁽⁹³⁾は、3点にわたって提案した。そのなかで最も重要な主張は、「外国人単純労働者の受け入れを原則的に認め」たことであろう。無条件に開放というわけではなく、「そのための条件を整備する。無限定な受け入れはおこなわない」という提案だ。

(f) アンケート調査結果報告

まず、企業を対象とした調査についてまとめてみよう。

企業を対象とした調査を東京都が実施した⁽⁹⁴⁾。同調査結果によると、「外国人の就労制限の緩和について」、賛成およびどちらかといえば賛成とした企業が全体の83%を占めた。単純労働者の就労制限についても、「特に制限をつけずに」と「なんらかの形で」就労を認めて良いとしたのが両方で約73%を占めた。

東京商工会議所⁽⁹⁵⁾は、外国人受け入れに関する4種類の調査を実施した。同会議所会員企業1132社から回答があった「外国人労働者受入れに関する調査」では、雇用したいが4割、雇用しないが6割となった。「外国人雇用企業に関する調査」では、雇用経験がある企業の職種は製造業が40%を超え、企業規模別では1000人以上規模が38%と最も多い。「外国人労働者の受け入れに関する意見調査」では、現在以上の受け入れを「必要である」としたのは、最も高いのが大学教授の74.3%、最も低いのが労働組合の41.2%である。「必要でない」が最も多いのは労働組合と各種団体となっている。

つづいて一般・国民を対象とした調査をまとめる。従来のアンケート調査は企業対象が多かったが、総理府広報室⁽⁴⁶⁾が国民に対する意識調査を実施した。それによれば、単純労働については政府・役所の見解とちがって制限・条件つきで認めるとしたのが52%だった。現在の方針を続けるとしたのが24%。「優れた能力・技術者の」就職も歓迎だとしたのが53%と慎重派の37%を上回った。経済企画庁⁽⁹⁶⁾による企業と個人に対するアンケートでも、企業は「一定の条件をつけての受入れを支持」した。個人の回答も同様で、「職種等に条件をつけた受入れを支持」となっている。

以上、労組を除くと、企業ならびに一般国民の全般的論調は、受け入れに肯定的であると理解できる。

(g) 「外国人労働者問題研究会報告書」をめぐる論調

1987年12月に発足した外国人労働者問題研究会が88年に早くも報告書を労働大臣（当時）に提出した。それによると、「単純労働者は、(略)従来どおり受け入れを禁止」し、「専門的・技術的職業や管理的職業従事者については、「雇用許可制度」を新たに設け、その受け入れ枠を広げるという方針を打ち出し」⁽⁹⁷⁾た。

同会報告書に単純労働者についての政策が提示されていないことについて、駒井は、世界経済の不均等発展に起因する賃金格差に労働力移動要因を求め、「中心諸国への外国人労働者の流入は必然的なもの」⁽⁹⁸⁾と指摘した。「必然的」であるゆえに、日本における現在あるいは将来の外国人労働者

働者の保護や人権が尊重されなければならないとする。

同報告書の結論を受けて、労働省は各方面での検討会に参加している。岡部職業安定局長⁽⁹⁹⁾は、同報告の趣旨に沿って見解を表明するのだが、労働省の受け入れ議論における「前提の前提」に当たるような見解が含まれている。外国人労働者の受け入れが失業率の上昇に直接結びついているかのように想定したり、「国民の二割近くが外国人で」あるスイスのように、日本人のメンタリティーがなりうるかと疑問を呈したりしている。また同局特別雇用対策課長⁽¹⁰⁰⁾は「外国人労働力は要らない」、「受け入れは不要」を強調している。

小池⁽¹⁰¹⁾は、同会報告書の経過を説明し、その理念とは、「一時的な日本の労働市場の良否で判断するの」ではなく「半永久的な対応が望まれること」、「失業増を招かないような供給制限的職業」などに制限すること、であるとした。また、同報告で提案した雇用許可制度とは「企業が外国人労働者を1人雇うごとに企業に1枚の許可証を発行する」システムだとした。別稿では「不法労働者の流入は失業率を上げる」と明言し⁽¹⁰²⁾た。同制度には岡⁽¹⁰³⁾も賛意を示した。

(2) 1990年代

(a) 研究者・調査研究機関・評論家・ジャーナリスト

1980年代の主要な論点に加えて実態分析が進み、さらに論点が多様化・多角化している。研修・技能実習に関する意見や、今までにはなかった独自見解が発表されている。船員混乗問題を含めると受け入れ肯定派が80年代より増えていると思われる。

須藤⁽¹⁰⁴⁾は1988、89年に出された各種提言や報告の結論を「制限付き開国論」としてまとめている。それに対して、開国の方法について三つの疑義を呈して、「日本の労働市場開放はしばらく見送るべきではなからうか」と提案した。三つの疑義とは、雇用の管理規制をどこが主体となるのか、制限つき開国しても送り出し圧力が弱まるわけではないので不法就労者は「現在と同じような形で存在する」のではないか、「どの程度の外国人の流入を認めるか」はいずれもきわめてむずかしいのではないかと、いうものである。

依光⁽¹⁰⁵⁾は、外国人労働者が集住している群馬県太田・大泉地区を調査し、「産業構造の調整が遅れていること」が原因であり、「労働力の質を高めることで」外国人労働者への依存から脱却すべきだと提案している。またこのような集住地域においてさえ、「外国人労働者に関する情報が不足して」いることを指摘した。手塚⁽¹⁰⁶⁾も日本の産業構造調整の遅れを指摘し、「アジアの労働者の受け入れは、本来、国際分業の中で将来は他のアジア諸国に移ってゆくべき構造のものが日本の中に残ってしまう」ゆえに、受け入れる前にもっと研修制度や労働法制の法整備をせよと提言した。経済評論家の高山⁽¹⁰⁷⁾も「外国人労働力を導入してすべての製造品を国内で自給する」よりも「途上国を中心に海外投資を積極的に進め」、送り出し国に「雇用機会をつくるのが筋」だという意見である。小野⁽¹⁰⁸⁾も同意見だが、現実離れした論拠に依拠しており、主張の組立に問題があるようだ。たとえば、「10~20倍払えば『3K』にも人は集まる」というが、これだけ払えれば、受け入れ問題は起こらない。また、「出稼ぎは途上国に飢餓をもたらす」の根拠は不明だ。

鈴木⁽¹⁰⁹⁾は、ILO条約にある労働者の保護や雇用機会の自由・均等といった国際労働基準は相当考慮する義務があるが、「外国人労働者の受け入れをするしないの問題は、...ILOの条約とは別個

の視点から日本の国が政策として決めるべき問題」としている。

実際に合法不法どちらのかたちであれ受け入れているのが日本の現状なのだから、「どのように受け入れるか...を議論する段階にきている」という前提に立ち、その上で、次の4点を村下⁽¹¹⁰⁾は提起した。現状把握に対する基本認識、政府の外国人労働者政策、出入国管理制度の根本的見直しと、受入れ枠の設定である。

バブル崩壊後の平成不況下における外国人労働者の動向を後藤⁽¹¹¹⁾は次の3点にまとめた。日本の外国人労働者比率は1%未満なので労働市場への影響力は微少である。流入数は景気に左右されている。労働市場では日本人とすみわけが「進んでいる」。また外国人労働者必然論を否定し、明確な理念と政策によってコントロールできると主張する。

吉田⁽¹¹²⁾は「外国人労働力導入の経済効果」を理論・実証の二側面から分析した結果、次のような二つの結論を導き出している。「受け入れの経済的メリットは意外に小さい」ことから「受け入れはかなり慎重でなければならない」。現在施行されている外国人労働者の「政策スタンスには正当性がある」。

蜂谷⁽¹¹³⁾は、「現実を見据えた受け入れ論議をせよ」と、政府の政策や経済審議会の議論を批判している。批判の根拠に「すでに外国人労働者は日本経済に構造的に組み込まれている」ことをあげる。根拠の証明として、「長期の不況にもかかわらず、外国人労働者が増加傾向にある」ことをあげた。

研修・技能実習の導入に関する以下のような議論もみられた。島田⁽¹¹⁴⁾は労働力不足に対して「二段構えの解決策」を提案した。「短期的な対応としては、実習計画の実施を、そして長期的には国民がインテグレーションの覚悟を持つこと」である。長期の視点で考えることを関西同友会常任幹事⁽¹¹⁵⁾も提唱する。また、景気の加熱状態を憂い、「適切な経済成長を」と説いた。さらに島田⁽¹¹⁶⁾は、知識・技術労働者は積極的に受け入れるが、単純労働者は受け入れないという提案を繰り返した。新しい提案として「就労研修制度」を提案した。大林⁽¹¹⁷⁾の結論は、「日本にあっては外国人労働力の受け入れはもはや不可避である」であった。ではどのようなかたちで受け入れるか。研修制度の導入によってであると結論づけた。

後藤⁽¹¹⁸⁾は研修制度を導入せよと直接には提唱していない。研修制度による導入の根拠になりうる分析結果を以下のように説明した。「一般均衡モデルを使って、厳密な分析を」試みた。推計結果のみを紹介すると、「30万人の非熟練外国人労働者の日本入国を法的に許可すると、...日本人労働者の損失は、全体で、毎年、1兆1600億円（約90億ドル）に達する」。また日本人「消費者への悪影響」も及ぼす。それとは逆に、資本所得の増加によって資本家は利益を受ける。ただし、労働者の損失分より資本家の利益分ははるかに小さい。それゆえ「経済的損失が生ずる」と結論づけた。

また90年代にはより多様な分析視点が加わった。船曳から鈴木まで、以下の論点をまとめた。

船曳⁽¹¹⁹⁾は、在日華僑・韓国朝鮮人の集住地域である神戸の経験から、独特の視点を展開する。まず、いくつかの想定から完全開放論には反対し、「日本独自の雇用開放政策の樹立を急」げと提案する。その際に、制度面よりむしろ日本人のソフト面を強調し、「世界最高水準の安全保障」を瓦解させてはならないと強調した。

受け入れ要因の分析で、金谷⁽¹²⁰⁾は三要因をあげたが、そのうちの一要因は興味深い視点である。バブル経済が歪んだ経済成長を継続させ、石油ショック前と同じ人手不足を生じさせた。そのバブル経済がサービス産業と建設業を急成長させたことが、「他の産業に外国人労働者の活用を強いた」とする。

受け入れについて考えるときに重要な基礎認識を提供しているのは大橋⁽¹²¹⁾である。従来の外国人労働者の流入と労働市場に対する見方は、「流入による二重構造化の発生」が一般的であった。しかし大橋は日本経済ならびに労働市場が二重構造化されていることをまず考察し、それを前提にして理論を組み立てている。

別の角度から大久保⁽¹²²⁾も「はじめに二重構造化ありき」に関する論説を展開している。「労働市場が構造化され、賃金格差が固定的な経済では…経済成長とともに不熟練労働市場では超過需要が、熟練労働市場では超過供給が発生しがちである。そうすると、企業は外国人を不熟練労働者として導入しようとする強い動機をもつ」。かかる理由から熟練労働者側が「強く反対する動機がない」。ただし、不況になっても導入動機が機能する可能性が高いので、社会全体からすると両層ともに超過供給が生ずるなかで外国人労働者の流入はつづく。こういう場合、つまりデフレ不況下にある現在の日本のような場合にどう対応するかである。外国人労働者が「景気の調整弁になったり、出身国に帰国したり、第三国へ移動したりすれば国内問題は収拾する。しかし世界の多くの現実が示すように、そうはならない。労働力をもつ本質とILOの国際的保護規定とが機能しているからである。

後藤⁽¹²³⁾は「受け入れの経済学的影響についての分析手法」および視点を解説している。「比較論ないし実態調査の視点」「国際経済学的視点」「労働経済学的視点」の三つである。中村⁽¹²⁴⁾の指摘は、外国人労働者の消費と送金、輸入代替不可能な産業の存在、インフレ抑制要因、出稼ぎ・定住・統合期ごとの社会的コスト、地域経済の発展、これらと受け入れとの関係をマクロ的視点から計測していく必要があるということである。

鈴木⁽¹²⁵⁾は、受け入れの枠組みを三つのドア政策として次のように整理した。「フロント・ドア」政策 就労ビザが交付される専門・技術職。「バック・ドア」政策 不法就労者、ジャパゆきさん、国際結婚、密入国者。「サイド・ドア」政策 留学生・就学生、研修生、日系人。

以上が制限付き受け入れあるいは受け入れ否定派の論調であったが、受け入れ肯定派の論調も以下のように多様化している。とくに船員混乗問題は、受け入れ実態が受け入れ論議よりかなり先に進んでいることをあきらかにした。

西口⁽¹²⁶⁾は、「外国人問題研究会報告」(いわゆる小池レポート)に沿った一連の法改正およびそれに至った前提的分析・考え方について次の3点に絞って批判している。まず「政府の対応策」は、世論調査から得られた結果とは異なっていることである。ついで、受け入れと二重労働市場の形成との関連を根拠の一つとするが、「二重どころか何重もの階層的労働市場を意図的に作り出し」てきたのは、「ほかならぬ政策当局で」はないか、と指摘した。最後に、受け入れと構造転換の遅れとの関係は、独占資本が円高ショックを下請け中小企業に押し付けるかたちで吸収して来た結果として「限界的な産業・企業が生まれ」たのである、と批判した。

ジャーナリストの鎌田⁽¹²⁷⁾は、外国人労働者の受け入れにあたってきわめて大きなポイントであ

る「循環」を指摘している。「町は住民によって成り立っている」。その住民の多くは地元企業で働いている。その地元企業で人手が足りない。企業の存続および移転の危機となる。そこに外国人労働者が来てくれた。企業は存続した。雇用も維持された。町には税収も継続された。収入が増えれば住民に還元できる。この循環である。また、均等待遇の実現のためには、「単純労働をも受け入れられるように入出国管理法を改正すればよ」とするのが高藤⁽⁵¹⁾の意見である。

受け入れと国内雇用の関係に関する研究では「古くて新しい」指摘⁽¹²⁸⁾があった。「移民労働者の機能は、国内労働者の忌避した仕事口を埋めることにある。それゆえ、移民労働者の流入が国内労働者の雇用悪化という帰結をもたらす可能性は極めて小さい」と推定した。

国際人流編集部が在日の3人の外国人記者に実施したインタビュー⁽¹²⁹⁾で、「日本が受け入れる、受け入れないではなく、外国人労働者の日本への流入は、避けられない」という認識を前提として、受け入れのための明確なルールや政策をつくり、明らかにすることと在日外国人記者は助言している。

船員の混乗問題については、照井⁽¹³⁰⁾が詳細な実証研究成果を公表している。ここでは結果だけを紹介しておく、「マルシップや便宜置籍船に配乗する外国人船員の賃金等の実態からすれば、日本人船員と比べて差別的な低賃金を受けていることは明らかであり、これが憲法一四条や労基法三条に違反するもの」である。しかしながら、「国自らが海運政策として」、「国際競争力維持...の原理」と「船員については一般労働者とは異なり、社会環境問題を考慮する必要がないことといった理由から、外国人船員導入にふみきったのであるから」、賃金差別撤廃等の法的処置は取れない状況になった。

最後に受け入れ否定派を紹介する。しかし以下のように、1990年代においても否定派の論者と論調ともに変化は見られなかった。

西尾⁽¹³¹⁾⁽¹³²⁾の主張は、労働省の方針とあまり変わりはない。証明過程とその表現が差別的で荒いにすぎない。単純労働は絶対に入れてはいけない、もし入れるならば、徹底的に検査するという。血液検査、知能テスト、日本社会への適応能力テスト、犯歴調査などを日本が主導して検査する。これに合格したら最初から永住権を付与するというのが主張だ。そして提案しているのが、「日系移民を呼び戻すこと」と「本当に人手不足かどうかを洗い出すこと」の二つである。西尾の結論のエッセンスを見ると、労働省の方針との差異はほとんど見受けられない。依光⁽¹³³⁾は、単純労働の開放について興味深い見解を示している。単純労働の開放については、開放しない方がよい。そうすれば、不法就労で入ってくる。その状態の方が日本の将来にとってよい。その方が中小企業の「省力化投資はむしろ進んでいく」と予測しているからである。

(b) 労働組合

まず、船員混乗問題と受け入れ問題を取りあげる。日本漁船における混乗の実態⁽¹³⁴⁾報告によれば、1995年における乗船中の外国人は約3300人で、国籍別ではインドネシアが74%で圧倒的に多くなっている。次いでフィリピンが11%となっている。南米出身者ではペルーが176人と5%ほど混乗している。他にも「船員手帳を取得せずに乗船している外国人が多数いると推定されている」。組合誌『海員』側も照井が説明する「国自らが海運政策とし」た受け入れについては、告知している⁽¹³⁵⁾。

その後様々な問題が日本人船員と外国人船員のあいだで生じている⁽¹³⁶⁾が、今後の「船員労働力市場のソースは拡大されていく」ことも予測されていることから、「日本人船員不足から外国人漁船員導入」にも踏み切った。本来ならば「合併以外の外国人漁船員の雇用は、漁業法、閣議の了解事項などで禁止されている」という。

全京都建築労働組合書記長⁽¹³⁷⁾は、外国人労働者を受け入れるにあたって二つの点に留意する立場をとると説明した。第一に、「国際的に確認されている原則を重視する」、第二には「国際労働移動を基本的に認めるという立場に立って、単純労働者受け入れの条件整備を政策的に進めていく」ということである。

一般同盟⁽¹³⁸⁾は、日本における外国人労働者の現状と政府の政策との乖離・矛盾を考慮すると、受け入れ方針へと政府が転換するように求めた。「受け入れる環境がある以上、一定の条件のもとに整然と受け入れるべきである」というのがその理由だ。

次いで大手労組の論調であるが、80年代と比べると、否定派から制限付き受け入れ派への変化がみられ、より企業側の見解に近づいたと言えるのではないか。

「連合」⁽¹³⁹⁾は、受け入れの条件として、国内雇用・労働との調和、法律など諸環境の整備、国民的合意、雇用主の責任の明確化、高度な知識・技術などの社会的有用性があること、社会的コストの負担の明確化、国内労働者の意見が十分反映されること、などの項目をあげた。連合兵庫と連合金属機械の顧問である窪田⁽¹⁴⁰⁾は、まず、単純労働者という「どこで議論されたのかわからない」カテゴリーを前提に議論を進めることをまず批判して、次のような提案をした。人権の扱い方をどうするかを決める、そのためには外国人労働者の現況を把握する、それとともに経営者の立場とニーズも把握する。こういう過程を経た上でさらに具体的には、「期限付きの労働手帳をだすこと」であるとした。

総評政策局長⁽¹⁴¹⁾は次のように理解する。ILOの各条約の前文でまず先に言っていることは、「移動よりも自らの地域、自らの国で自らの雇用を作り出す。これがいちばんたいせつだ」という考え方も明記されている。だから、「外国から大量に労働力を入れていくのがインターナショナリズムではない」と主張する。全国金属機械労組⁽¹⁴²⁾は外国人を雇用しようとするときに「労使の協議事項とすること」⁽¹⁴³⁾と取り決めた。

最後に受け入れ否定派である。全建総連⁽¹⁴⁴⁾は、建設業の受け入れについて、「現場については絶対反対」とし、建設業の国際化や近代化という点では「かなり外国のいろいろな技術やコンサルタントを受け入れる必要がある」という方針をとっている。

(c) 企業・経営者およびその団体

国方⁽¹⁴⁵⁾は、外国人労働者がチープレイバーではないこと、外国人労働者への依存度が雇用中小企業によってかなりちがうこと、外国人労働者が経営に強くビルトインされた企業群が存在しそれらも業況が良くなっていること、その良くなり方は経営にビルトインされている度合いが非常に低い企業群とほとんど変わらないこと、をあきらかにしている。

日経連⁽¹⁴⁶⁾は「出稼ぎを送り出す国の経済開発」への援助が重要だというのが基本である。

（d）政府・関係省庁・外郭団体

労働省の外国人雇用対策室⁽¹⁴⁷⁾は、労働行政の今後の方針を要約して明示した。受け入れ範囲が今までは狭かったので、拡大する。同時に受け入れ体制を整備する。単純労働力の受け入れに関する認識は次のような内容である。「人手不足の現状は40年代に比べ必ずしも深刻な状態に至っているとはいえない」、むしろ、「省力化や労働条件の改善、技能者の養成体制の整備、国内での労働力需給整備の努力」によって解決をはかる。景気循環は経済パフォーマンスに必然であり、好況期に導入すると、不況期に問題が生じる。また、条件付き受け入れ論にも否定的で、期間限定ならびに数量制限のどちらも効果が無いことは現実の不法就労者の増加が示すところである。

1990年6月に入管法が改正された。その内容と改正趣旨をわかりやすく入管が説明している⁽¹⁴⁸⁾。新しい時代用に、「より広く」「より分かりやすく」在留資格を設定した。

審査手続きも「より早く」なおかつ「ガラス張り」にした。大阪入国管理局長⁽¹⁴⁹⁾は、これを「世界的に例を見ない公開性」と評価した。通常は、当該国政府の内部基準だという。ただし、この時点では日系人に関する説明が一言も載っていない。わずかに「我が国での活動に制限のない在留資格」の項に定住者が掲載されている⁽¹⁵⁰⁾。そこでは、難民とともに「日系二世・三世等の定住者」とある。他の広報雑誌でも同様である⁽¹⁵¹⁾。

職業安定局主催の研究会報告⁽¹⁵²⁾では、受け入れについても検討を加えた。今までに提起されていない点のみを整理しておく。今後経済成長率をどこまで高めるか、ローテーション方式の実効には問題が多い、経営および労務管理上必ずしもつねにマイナスに作用するとは限らない、などである。ローテーションについては吉田⁽¹⁵³⁾も詳細に分析し、量的規制のむずかしさを指摘している。

1990年の受け入れに関する報道⁽¹⁵⁴⁾を入管が総括している。まず「単純労働者の受け入れの是非に集中した」、次いで「結論的にいえば、依然として積極論、慎重論又は不可避論が拮抗しており、国民的合意が得られていない」と結論付けている。しかしながら森の分析⁽¹⁵⁵⁾によれば、「何らかのかたちで入れる、あるいは入れざるをえないと考えている、というのが国民意識の状況」だとの結論である。

日系人雇用サービスセンターが労働省の出先機関として開設された⁽¹⁵⁶⁾。目的は、「悪質なブローカーから日系人を保護する」ことと、「日系人を雇用する企業に適切な雇用管理を行うこと」である。実際、多い相談内容は、「ブローカーや事業主との間でのトラブル相談」だという。

1992年以降になると、外国人労働者をどのように適正に雇用するのか、というような指針や実務解説⁽¹⁵⁷⁾⁽¹⁵⁸⁾⁽¹⁵⁹⁾などが増えてくる。地方の労働基準局⁽¹⁶⁰⁾⁽¹⁶¹⁾と労働省⁽¹⁶²⁾が主導している。

社会的コストという点では労働省⁽¹⁶³⁾が試算している。「我が国に就労する外国人労働者は四八万人」で、彼らの「就労に伴う社会的コストは、国と地方自治体において既に実施されている外国人関係の財政支出に限定した場合でも、推定で約六二億円となる」。

社会保険大学校の中江⁽¹⁶⁴⁾は、安易な受け入れは古い産業構造を温存させてしまう上に若年労働力を失う送り出し国にとってもよくない、ということを出発点として、「入国は極力選択的に制限し、一方入れた以上は...日本人と同一に扱うこと」を提唱した。もう一つの興味深い比較は、海外日系人を華僑になぞらえていることである。経済的能力の高い華僑の人口規模は日系人人口とほぼ同じである。したがって華僑のように日系人も強い「影響力を日本に与えることもできるはずである」、

と期待した。

外国人雇用対策室の山本⁽¹⁶⁵⁾は、従来の政府見解を繰り返し、導入にともなう問題の発生を訴えている。社会的コスト、経済構造転換の遅れ、労働市場の混乱、などである。総理府の世論調査の結果が、何らかのかたちでの受け入れに賛成とした回答が7割弱となったことに対しても、もっと「正確な情報を十分に提供していくこと」との反応を示した。

(e) 政党

日本共産党⁽¹⁶⁶⁾は、「改正」入管法を、「外国人労働者の締め出しをはかる」ものだと反対した。80年代後半と同じ主張で「秩序ある受け入れ」を主張している。そして「取り締まりだけの“鎖国政策”は破たんする」と政府方針を批判した。改正入管法施行以後も「秩序ある受け入れの促進」が急務だとした⁽¹⁶⁷⁾。他のところでも主張しているのだが、改正入管法反対の論拠をここでは二つ紹介する⁽¹⁶⁸⁾。一つは次のことである。日本の大企業がアジア諸国を中心にして「はげしい収奪をおこなっている。だからアジア「諸国の貧困をいっそう深刻なものにしている」。家族を養うために、貧困にさせられた当該国の外国人が日本で働きたい場合には、「締め出すようなことは、あってはならない」。もう一つは、国際的な移動の自由を原則認めたILO143号条約の立場を同法が否定しているからである。

ただし自民党の提案する政策が実現されたせいか、上記以外の政党の意見表明は、活発ではなかった。

(f) アンケート調査結果報告

千葉県のアナケート調査⁽³³⁾でも、受け入れについては、「日本人では数的に充足できない職種」が41.7%と多く、さらに「職種に制限を設ける必要はない」も25.9%にのぼり、両者を合わせると67.6%が受け入れ肯定派という結果になった。中小企業経営者へのアンケート⁽³⁴⁾でも、「条件付きで外国人労働者を受け入れる」が6割を占める。

世論調査⁽⁴⁷⁾では単純労働者の入国に関する設問もある。最も多いのは「一定の条件や制限をつけて就職を認める」が56.5%であった。「条件なしで日本人と同じように就職を認める」が14.9%で、これらを合計すると70%を超える人が何らかのかたちで受け入れを容認しているといえる。

全国信用金庫協会が実施したアンケート⁽¹⁶⁹⁾では、受け入れのメリットにあげた要因として「人手不足の緩和」が71%と最も多かった。次いで「時代の流れ」「コスト圧縮」であった。問題点は「日本人従業員とのトラブルが心配」が50%を占めた。ただし、雇用する意向を示したのは16%であった。

都内中小企業1万強の事業所を対象に実施されたアンケート⁽¹⁷⁰⁾では、受け入れ賛成派が42%、反対が27%、わからないが31%という結果が出た。業種別賛成比率では建設業が54%と最も高く、次いで製造業が48%であった。受け入れの良い点としては、「人手不足の緩和」が68%とほぼ全国信用金庫協会の調査結果と同じになっている。それ以外の結果も同様である。

NIRAの研究成果に興味深い調査がある。労働組合のリーダーに対するアンケート調査⁽¹⁷¹⁾だ。外国人労働者の受け入れの見通しについては、9割のリーダーが「増加する」と予測している。し

かも専門的・技術的労働者ではなく、単純労働者が増えると考えている。また、日本の受け入れ姿勢については、8割近くのリーダーが「緩和すべき」と答えた。ただし、労働組合と外国人労働者との関係が現実問題として意識されているかという大変疑問に思わせる結果が出ている。たとえば、外国人労働者に対して「何か活動をしている」組合は9%にすぎない。今後の活動予定でも、関係強化の必要性があるとの反応は、25%にとどまった。実際に外国人を雇っている企業の組合でも、経営者と話し合ったことが無い組合リーダーが50%近くいることが明らかになっている。

横浜商工会議所⁽¹⁷²⁾の企業向け調査では、外国人労働者の雇用について、過去に雇用を経験した、現在雇用している、今後雇用したい、との回答企業は全体で42%を占めた。また、「今後の我が国の社会経済の動向を考えた場合の外国人労働者の受け入れについて」という設問に対しては、「制限を緩和して受け入れを現状より増やしていく」が最多で約50%を占めた。また、「現状の制限程度でよい」が約35%であった。

(g)「改正入管法」をめぐる論調

駒井⁽¹⁷³⁾は、不法就労助長罪を新設した改正入管法は破綻したと批判した。改正後不法就労者が「14カ月のうちに10万人以上増加し」、同法によって増加を制御できなかったということを理由としている。そして研修制度を批判し、偽装就労であり、「なし崩しの開国」⁽¹⁷⁴⁾だと論じた。

破綻とまでは喝破しないまでも、「政策と現実との乖離」⁽¹⁷⁵⁾「タテマエの入管法改正」「その弾力的な運用によるホンネ」⁽¹⁷⁶⁾と批判的な意見もある。またジャーナリスト⁽¹⁷⁷⁾の批判も出ている。改正入管法以後の事態をみれば、政府の政策は破綻しており、政策の実際の狙いは、「取り締まりの強化と労働力確保」にあると見る。

中村尚司⁽¹⁷⁸⁾は、現状の「改正入管法」にもとづく受け入れ行政を「ダブル・スタンダード」と定義し、責任を入管行政に求めるのではなく、「建前と現実との乖離を少しでも改めようとするのであれば、日本社会における経済システムのあり方、企業経営の特異な性格、ひいては日本文化の特質まで視野を広げて考える必要」性を説く。

村下⁽¹⁷⁹⁾は、日本の外国人政策を戦前にまで遡って位置づけた。戦前は「外国人を危険視し治安管理の対象とし、帝国の利益を基準に外国人を峻別」した。戦後は、「国益」にプラスかどうかで判断され、プラスは欧米人、「ヤッカイモノ」は旧植民地出身者とした。この系譜が「第1次雇用対策基本計画」に受け継がれ、第六次同計画または90年の改正入管法で「部分的に転換」された。

おわりに まとめと課題

1. 日本経済の実体・動態に連動して、外国人雇用、しかも単純労働者と専門的・技術的労働者のどちらにおいても受け入れ・導入に向けての「蠢動」がみられた。さらに後者は、当初の英語等の語学教育担当から一般的業務へと採用は広がっていった。このことは、企業による「グローバル化の導入」から「グローバル化への先導」への転換を意味する。IT部門の外国人労働者の受け入れ優遇策が競争的に世界的にはじまったりしたことから、この問題の解明も必要である。

2. 日本経済ならびに世界経済のグローバル化と産業の高度化にともなって、人の国境を越える移

動も盛んになった。その結果、日本に対する労働市場門戸開放の内外から有形無形の圧力がつよまった。これに対して労働省は、「技能実習生」や研修生という制度構築で応じた。ところがそれでは国内の特定部門の労働力需要に対応できず、結果として不法就労ならびに資格外活動が増加し、法律上は存在しない「外国人単純労働者」が国内に在留した。では、産業が高度化すれば外国人労働者は受け入れなくてよいのか。そういう状況ではすでに無いと思われる。この点からの問題提起が課題である。

3. 受け入れによって労働市場が二重構造化される、分断化されると予測されていたが、それに関する証明は明示されてはいなかった。もともと二重化（あるいはそれ以上）された労働市場にそれぞれのカテゴリーに属する外国人労働者が当てはめられる可能性が高いと思われる。そのことをまた証明することは課題である。

4. 政府と関係省庁は、単純労働力は受け入れない、という方針を堅持した。しかし、様々な企業・経営者アンケートであきらかなように、受け入れへの要望は大変につよい。その解決策として登場したのが「日系人」労働力だった。日系人集住国ブラジルの法律を犯してまで決行された。そして、日本に入ってきて定住化したのは「ブラジル人」だった。定住化に関する送り出し国要因の分析は、ほとんど未解明のままである。これも課題となる。

5. 日本の外国人政策策定の中心的原案は、自民党にあった。国民も、中小企業も大企業にいたるまでも、単純労働者であっても条件・制限つきで受け入れに賛成の方が多かった。それにもかかわらず、「研修生受け入れ」による非定着式ローテーション方式と、「日系人受け入れ」による「国民同質」「単一民族国家日本」堅持の方向に舵をとった。研究成果や発言提案の分析から意見分布が析出されたことと思う。状況と意見は政府や自民党の政策とは対立的な状態にあったにもかかわらず、なぜこのように策定されていったのか。その過程の解明は課題として残った。

6. 研究者の発言やアンケート結果からは、条件付き受け入れ派が多いことがわかった。ただし、受け入れることで国際分業体制を構築していくときの妨げになるとの懸念も多かった。競争力低下産業の残存構造と受け入れとの関連も未解明である。

7. 桑原⁽¹⁸⁰⁾は指摘する。現在は「国民の関心が、著しく沈静化し」ている。その理由として、不況の影響で「冷静にみることができるようになった」ことと、「地域レベルでの国際化が」進んで「外国人は日常生活での見慣れた光景になりつつあること」を挙げている。不況と「共生化（あるいはすみわけか）」のなかで、外国人の受け入れを国民的レベルで考えていくことは不断の課題となる。絶えず状況に左右される可能性が高いからである。

8. 船員組合の受け入れ問題は国民的レベルの考察に際して、極めて有効な事例になるとと思われる。したがって船員混乗問題を「例外的扱い」としてはならない。事例分析がまずは課題である。

9. 人口減少・高齢化への処方箋として外国人の受け入れは効果があるのか。井口⁽¹⁸¹⁾⁽¹⁸²⁾によると、短期的には効果がある。しかし「受け入れた特定年齢層が高齢化する」。この短期的効果を長期化させる方法は、「毎年、人口比で一定の比率で受け入れを行う」ことである。ただし、受け入れた場合、プラス・マイナス両面の影響があることと複雑な管理政策が求められる。これらをどのように考えるかは課題である。

10. 駒井が指摘するように、「自治体レベルでの努力が成果をあげている」⁽¹⁷⁴⁾とするならば、国と

地方自治体との政策調和をどのようにはかるのか。社会保険問題も含めて外国人集住都市の分析は課題である。

*なお本稿は、平成14年度文部科学省科学研究費補助金（基盤研究（C）（2）・課題番号14530069）（研究代表者・中川 功）による研究成果の一部である。

（ながわ・いさお 拓殖大学政経学部教授，法政大学大原社会問題研究所嘱託研究員）

【参考文献】

はじめに 問題意識と方法論

1. 外務省（1999）「アジア経済再生ミッション報告書」
 2. 「21世紀日本の構想」懇談会（2000）「日本のフロンティアは日本の中にある 自立と協治で築く新世紀」
 3. 経団連（2000）「少子高齢化に対応した新たな成長戦略の確立に向けて」
 4. 経済同友会（2000）「労働市場の改革を目指して」
 5. 日経連（2001）「多様な選択肢をもった経済社会の実現を」（労働問題研究委員会報告）
 6. 日経連（2002）「構造改革の推進によって危機の打開を」（労働問題研究委員会報告）
 7. 経団連（2002）「新たな成長基礎の構築に向けた提言」
 8. 厚生労働省（2002）「外国人雇用問題研究会報告書」
 9. 森廣正（1989）「日本における外国人労働者問題の現状と行政の対応」『大原社会問題研究所雑誌』No.368
 10. 井口泰（2001）『外国人労働者新時代』ちくま新書
 11. 日本経済新聞（2001）「シリコンバレーの頭脳を狙え」12月9日付朝刊
 12. 森廣正（2002）「日本における外国人労働者問題の研究動向」『大原社会問題研究所雑誌』No.528
-
1. 日本に直接関連する論文で入手できた論文数の推移
 13. 法学セミナー（1988）『外国人労働者と人権 総合特集シリーズ42』日本評論社
-
2. 外国人労働者流入と「導入への蠢動」
 14. 労政時報編集部（1982）「外国人採用企業における活用の実態」『労政時報』No.2611
 15. 産業能率大学・国際経営研究センター（1982）「国内における日本企業の外国人雇用実態調査」『労政時報』No.2611
 16. 労政時報編集部（1982）「人材あっせん機関の立場から見た外国人のニッポン就職事情」『労政時報』No.2611
 17. 労政時報編集部（1982）「外国人の受け入れ法制と労働許可の実情」『労政時報』No.2611
 18. 日本在外企業協会（1988）「外国人知識労働者雇用の実態 36%が外国人雇用に積極姿勢」『労務管理通信』No.28-8
 19. 日本在外企業協会（1988）「外国人知識労働者の雇用実態」『労働レーダー』No.12-5
 20. 労政時報編集部（1988）「<特集>進む外国人雇用 その活用事例をみる」『労政時報』No.2879
 21. 国際産業・労働研究センター（1990）「わが国企業における外国人雇用の実態と今後のニーズ」『労務事情』No.742
 22. 銭小英（1994）「知識労働者の国際的移動の現状とパターン 日本が移動先である場合を中心に」『JILリサーチ』No.20
 23. 長倉安平他（1996）「特集わが社の外国人労働者雇用」『労務事情』No.870
 24. 寺本隆信（1996）「外国人雇用の現状と課題」『労働法学研究会報』No.2072
 25. 小林英夫（1984）「在日東南アジア出稼労働者の実態（1）」『政経研究』No.43
 26. 佐伯悠（1985）「アジアの女たちの労働現場」『新地平』No.141
 27. 山神進（1989）「査証免除をめぐる二つの動き 米国との査証免除取決めの実施 パキスタン、バングラデシュとの査証免除取決めの一時停止について」『国際人流』2月号

28. (財) アジア福祉教育財団難民事業本部業務第一課 (1988) 「インドシナ難民 発生, 雇用と定住」 『職業安定公報』 No.39-22
29. 藤本伸樹 (1985) 「バングラデシュからの<遊民>たち」 『新地平』 No.141
30. 石塚友子 (1985) 「留学生たちのアルバイト体験から」 『新地平』 No.141
31. 京田行創 (1985) 「なぜアジアから日本へ働きにくるのか」 『新地平』 No.141
32. 永山利和 (1988) 「外国人労働者問題を考える視点 ヨーロッパの事例から」 『労働法律旬報』 No.1190
33. 千葉県商工労働部労政課 (1990) 「外国人労働者雇用実態調査」 『労務事情』 No.742
34. 財団法人中小企業経営者災害補償事業団 (1991) 「外国人労働者問題 中小企業経営者の意識と実態」 『労務事情』 1月1・15日号
35. 石川晃弘 (1993) 「現段階における外国人労働者問題とは何か」 『労働経済旬報』 No. 1486
36. 手塚和彰 (1992) 「外国人研修生に就労の道 技能実習制度による試み」 『労働法学研究会報』 No.1879
37. 佐々木秀明他 (1992) 「日本における外国人労働者受け入れシステムの構築 (座談会)」 『経済同友』 No. 527
38. R. A. マハムード (斉藤千宏訳) (1995) 「日本における外国人労働者 社会的反応と政策的対応」 『龍谷大学経済学論集』 No. 34-2
39. 田中信也 (1987) 「在留外国人と出入国管理」 『法律時報』 No.59-7
40. 萩尾信也 (1988) 「暗躍する仲介業者たち 外国人労働者をくい物にする巧妙な手口」 『法学セミナー増刊 外国人労働者と人権』 総合特集シリーズ42
41. 林陽子 (1987) 「日本における外国人単純労働者 その労働実態と保護の方策」 『法律時報』 No.59-7
42. 大内田鶴子 (1989) 「国際都市東京と外国人」 『統計』 No.40-2
43. 丹羽雅雄 (1989) 「日本における外国人労働者の差別と人権」 『部落解放研究』 No.67
44. 渡辺英俊 (1989) 「外国人労働者流入は自然現象だから止められない」 『エコノミスト』 No.67-2
45. 法務省入国管理局 (1989) 「統計にみる不法就労外国人の実態」 『国際人流』 No.23
46. 総理府広報室 (1988) 「外国人の入国と在留」 『月刊世論調査』 8月号
47. 内閣総理大臣官房広報室 (1991) 「外国人労働者問題に関する世論調査の概要」 『国際人流』 5月号 (より詳細には『月刊世論調査』 1991年6月号)
48. 佐藤義一 (東京入国管理局永住・難民審査部門) (1991) 「不法就労外国人問題の現状 もちこまれた南北問題」 『国際人流』 6月号
49. 部落解放同盟東京都連合会企業対策部・東京都同和企業連合会 (1992) 「部落産業と外国人就労者」 『部落解放』 No.349
50. 浜田昭雄 (1991) 「働き学ぶアジアの仲間との連帯」 『月刊労働組合』 No. 301
51. 高藤昭 (1990) 「保護と均等待遇をめぐる」 『大原社会問題研究所雑誌』 No.376
52. 後藤勝喜 (1992) 「外国人労働者政策と労働法の今日的課題 外国人研修制度と不法就労の問題を中心として」 『日本労働法学会誌』 No. 79
53. 山口浩一郎他 (1992) 「座談会・外国人労働者問題を考える」 『労働時報 (労働省)』 No. 526
54. 柳田孝安 (1993) 「外国人労働者に関する最近の諸問題」 『月刊大阪労働』 3月号

3 受け入れをめぐる論調

55. 筆宝康之 (1988) 「外国人労働者の不法就労と導入問題 西欧諸国の経験からみた日本の選択」 『経済学季報 (立正大)』 No.37-4
56. 游仲勲 (1989) 「中国人の国際移動と日本の外国人労働者問題」 『国際人流』 5月号
57. 労務管理通信編集部 (1988) 「日本国際フォーラムが提言 外国人労働者の受け入れ促進を」 『労務管理通信』 4月11日号
58. 小泉幸之輔 (1986) 「外国人労働者 消える労働国境」 No.97
59. 石岡洋 (1989) 「外国人労働者の日本への受け入れ」 問題 急台頭している財界・産業界の「受け入れ」積極化論とその背景」 『政経研究』 No.58

60. 経済同友会・外国人の住みやすい日本委員会（1989）「外国人との共生を目指して」『国際人流』8月号
61. 澤喜司郎（1989）「日本船の国際競争力の低下と外国人船員の雇用問題」『山口経済学雑誌』No.38-3/4
62. 篠塚英子（1989）「労働力需給のミスマッチ解消を 逼迫する労働市場 均等法と外国人労働」『日本経済研究センター会報』No.598
63. 吉田良生（1987）「国際労働移動の経済分析 外国人労働者の国内労働市場への影響を中心に」『朝日大学経営論集』No.2-1
64. 鳴沢宏英（1988）「外国人労働は表門から秩序よく 西ドイツの教訓を正しく学べ」『エコノミスト』3月29日号
65. 小池和男（1986）「外国人正社員登用のすすめ」『エコノミスト』8月12日号
66. 樋口美雄（1988）「外国人労働者問題の経済学的側面 国内雇用への影響」『日本労働協会雑誌』No.348
67. 今村肇（1989）「欧米の外国人労働力に関する経験と現在の日本の外国人労働力問題に対する経済学的視点」『経済研究年報（東洋大）』No.14
68. 今村肇（1989）「欧米の外国人労働力に関する経験と現在の日本の外国人労働力問題」『海外労働情勢月報』6/7月号
69. 桑原靖夫（1988）「石油危機後の国際労働力移動の動態 外国人労働者問題への視座設定のために」『日本労働協会雑誌』No.348
70. 労働力の国際間移動の国内労働市場等に与える影響に関する調査研究委員会（1989）「労働力の国際間移動の国内労働市場等に与える影響に関する調査について」『国際人流』6月号
71. 依光正哲（1988）「外国人労働者受け入れ問題への一視点」『日本労働協会雑誌』No.348
72. 山本繁緯（1989）「外国人労働者問題を考える 経済学者の視点から」『国際人流』No.22
73. 手塚和彰（1989）「外国人労働者問題の今後」『大原社会問題研究所雑誌』No.368
74. 手塚和彰（1989）「『外国人労働者受け入れ』に関して考える問題点」『国際人流』No.22
75. 下田平裕身（1988）「都市労働市場と外国人労働者」『都市問題』No.79-9
76. 労務管理通信（1988）「総評が外国人労働者問題で提言 二重構造下での受け入れは避けるべき」『労務管理通信』4月11日号
77. 瀬尾安治（1988）「労働界の姿勢と対応 無原則受け入れは認められぬ」『労働レーダー』No.12-5
78. 若林熙（1988）「海外労働者の日本への流入について」『月刊国際労働運動』No.205
79. 伊藤祐禎（1988）「外国人労働者の受け入れは日本の破滅 労働者の雇用と生活に危機を招く」『造船重機』No.62
80. 伊藤祐禎（1989）「人の自由化はあり得るか？」『国際人流』No.22
81. 高木剛（1988）「混迷する外国人労働者受け入れ問題の論議」『労使の焦点』No. 149
82. 小金芳弘（1988）「労働市場の1%を外国人に！ 異質性を許容する社会への条件」『エコノミスト』3月29日号
83. 椎名武雄（1989）「外国人労働者問題五つの提言」『国際人流』No.22
84. 吉川弘二（1989）「人がいない、頼みは主婦と外国人 メッキ工場の現場の悲鳴」『エコノミスト』10月10日号
85. 坂本武弘（1989）「注目される「外国人労働者問題」 行政サイドの動きと日経連の考え」『関東経協』No.333
86. 永吉秀幸（1988）「急増する外国人労働者と日本の中小企業者問題」『月刊民商』No.329
87. 荒井晴仁（1988）「外国人雇用と国民生活への影響 企業・勤労者の視点からの考察」『労使の焦点』No. 149
88. 浅田護（1989）「入管協会外国人労働者入国問題検討委員会 最終報告まとまる！」『国際人流』No.23
89. 太田房江（1989）「外国人労働者の受け入れ問題は現実を直視して考えるべきです。」『先見労務管理』No.885
90. 入国管理局参事官室（1989）「入管法はこう改正される 新旧対照説明」『国際人流』No.25
91. 伊藤茂，永井孝信（1989）「外国人労働者問題に関するわが党の基本的態度について 外国人労働者問題対応五原則の提唱」『月刊社会党』No.399
92. 野島年彦（1989）「進めたい日系人の特別受け入れ」『月刊自由民主』No.440
93. 日本共産党（1989）「外国人労働者の秩序ある受け入れを」『赤旗』10月20日付
94. 東京都品川労政事務所（1989）「外国人の雇用に関する意識・実態調査について」『国際人流』8月号
95. 東京商工会議所（1988）「外国人受け入れに関する調査」『労政時報』No.2883

96. 経済企画庁(1988)「我が国における外国人雇用と国民生活に関するアンケート調査」『労政ジャーナル』No.404
97. 労働省職業安定局雇用政策課(1988)「特別資料：外国人労働者研究会報告(要旨)」『労政時報』No.2876
98. 駒井洋(1988)「外国人労働者に人権の視点を 欧州の対立か、米国の多元主義か」『エコノミスト』4月19日号
99. 岡部晃三(1988)「外国人労働力の現状と今後の対応 外国人労働者問題研究会報告を契機に」『労働法学会報告』No. 1686
100. 野寺康幸(1988)「外国人労働者の現状と課題」『季刊日建協』No. 15
101. 小池和男(1988)「雇用許可制度で良質な労働力導入」『日本経済研究センター会報』No.572
102. 小池和男(1989)「門戸開放の是非をめぐって 労働省・外国人労働者問題研究会報告をもとに」『月刊社会党』No.398
103. 岡伸一(1992)「外国人労働者問題シンポジウム 経済学の立場から」『専修大学社会科学研究所月報』No.350
104. 須藤裕之(1990)「日本の労働市場開放問題について 不法就労者問題の現状とその解釈」『世界経済』1月号
105. 依光正哲(1990)「外国人労働者問題と日本の産業構造調整 群馬県太田・大泉地区を素材として」『一橋論叢』No.103-2
106. 手塚和彰(1990)「外国人労働者問題の今後 安易な受け入れは禁物、日本の長期的展望の確立が必要！」『IMF J C』No. 24-2/3
107. 高山章人(1991)「直接投資促進による海外での雇用創出が筋 目先の人手不足対策に利用するのは問題」『エコノミスト』No. 69-54
108. 小野五郎(1991)「受け入れよりもアジア分業体制を 送り出し国からみた外国人労働者問題」『日本経済研究センター会報』No.641
109. 鈴木宏昌(1990)「外国人労働者に関するILO条約・勧告」『大原社会問題研究所雑誌』No.376
110. 村下博(1994)「アジア移住労働者と日本の対応」『部落問題研究』No. 127
111. 後藤純一(1994)「平成不況下の外国人労働者 日本人の雇用調整とは交差せず」『エコノミスト』7月12日号
112. 吉田良生(1995)「外国人労働力導入の功罪 労働市場に及ぼす経済的効果の計量的分析」『国際化と労働市場』大明堂
113. 蜂谷隆(1999)「不況下でも増え続ける外国人労働者 - なぜか」『賃金と社会保障』No. 1264
114. 島田晴雄(1991)「外国人労働者の安易な受け入れは危険 “開国”なら「対等な友人」としての対応を」『エコノミスト』8月26日号
115. 萩尾千里(1991)「人手不足と外国人労働者 労働者不足をどう解決するのか」『国際産研』No.4
116. 島田晴雄(1992)「日本の外国人労働者雇用 最近の動向と政策提言」『日本労働研究雑誌』No. 390
117. 大林弘道(1992)「日本経済と外国人労働者問題」『経済貿易研究(神奈川大)』No. 18
118. 後藤純一(1992)「日本における外国人労働者問題の経済学的分析」『日本労働研究雑誌』No. 390
119. 船曳淳(兵庫県立労働経済研究所)(1990)「日本雇用市場の国際的開放に関する方法 神戸からの実態報告(その2)」『労働研究』No. 257
120. 金谷貞夫(1993)「量産型工業が加速した外国人労働者の流入」『地域開発』No. 342
121. 大橋勇雄(1995)「労働市場の構造と外国人労働者の流入(第10章)」『日本の雇用システムと労働市場』日本経済新聞社
122. 大久保武(1996)「日本社会における外国人労働者の定着化とエスニック・マイノリティ」『農村研究(東京農業大)』No. 82
123. 後藤純一(1995)「わが国外国人労働者問題の現状と分析手法」『統計』No. 46-2
124. 中村二郎(1997)「労働市場の国際化と外国人労働者」『J I L リサーチ』No. 32
125. 鈴木正仁(1998)「Supranationalismと外国人労働者問題」『彦根論叢(滋賀大)』No. 316
126. 西口清勝(1990)「外国人労働者受け入れをめぐる動向と政策」『経済』No.312
127. 鎌田英隆(1991)「国際化最前線の町」『月刊自治研』No. 381
128. 式部信(1992)「国際経済研究と外国人労働力」『経済貿易研究(神奈川大)』No. 18
129. 国際人流編集部(1990)「外国人記者に聞く、ニッポンの外国人労働者問題」『国際人流』3月号

130. 照井敬（1990）「外国人船員の導入と不当差別の撤廃」『日本労働研究雑誌』No. 367
131. 西尾幹二（1990）「外国人労働者問題について 日本の将来を見据えて」『関西経協』No. 44-5
132. 西尾幹二（1993）「「移民国家」にする覚悟があるか 「制限つき開国」案は机上の空論だ」『kakushin』3月号
133. 依光正哲（1991）「外国人「単純」労働力導入を考える その実態とこれからの方向性」『労働法学会報』No.1822
134. 全日海漁船局（1995）「日本の漁業と外国人船員 混乗の実態と組合の取り組み」『海員』No. 47-5
135. 全日本海員組合漁船部（1990）「外国人漁船船員の受け入れ 海外漁業船員労使協議会事務局を設置」『海員』No. 42-6
136. 全日本海員組合（1990）「特集・外国人船員との仕事と生活」『海員』No. 48-12
137. 越智薫史（1991）「労働組合と外国人労働者 外国人労働者は日本人の職を奪うか？」『国際産研』No.4
138. 伊勢敏（1993）「幅広い視野から外国人労働者の受け入れ体制を 一般同盟の提案」『労働経済旬報』No. 1486
139. 加藤敏幸（1990）「「連合」の外国人労働者問題に対する考え方」『大原社会問題研究所雑誌』No.379・380
140. 窪田鐵夫（1991）「労働組合と外国人労働者」『労働研究』No.258
141. 井上定彦（1990）「中長期を視野に入れたシステムの対応を 人権と連帯をふまえて」『大原社会問題研究所雑誌』No.376
142. 全国金属機械労働組合（1992）「外国人労働者の採用および外国人研修生の受け入れに関する協定基準」『労務事情』No. 781
143. 早川行雄（1993）「外国人労働者に関する金属機械の考え方」『労働経済旬報』No. 1486
144. 加藤忠由（1990）「全建総連の外国人労働者政策」『大原社会問題研究所雑誌』No.379・380
145. 国方誠一（1992）「経営にビルトインされた外国人労働者 「中小企業における雇用実態調査」から」『エコノミスト』7月6日号
146. 成瀬健生（1990）「外国人労働力問題=日経連の考え方」『大原社会問題研究所雑誌』No.376
147. 労働省職業安定局外国人雇用対策室（1990）「外国人労働者問題の現状と今後の対応」『労務事情』No.742
148. 山崎哲夫（1990）「新しい時代・新しい入国管理 外国人労働者問題への対応」『国際人流』6月号
149. 藤原棣三郎（1991）「日本経済と外国人労働者 我が国で働く外国人労働者の現状と問題」『国際産研』No.4
150. 法務省入国管理局（1990）「動き出した改正入管法 基準省令一挙掲載！」『国際人流』6月号
151. 労働省外国人雇用対策室（1990）「雇用労働者の在留資格は4種類 今後の外国人労働者の受け入れ方向」『労働基準広報』No.982
152. 法務省外国人雇用対策室（1991）「外国人労働者が労働面等に及ぼす影響等に関する研究会報告書について 経済成長と労働力需給、社会的コスト及び国際協力の視点から」『職業安定広報』No.42-5
153. 吉田良生（1991）「外国人労働者導入の経済的効果 西欧の経験と教訓」『朝日大学経営論集』No. 6-1
154. 法務省入国管理局政策課福山桂二（1991）「外国人労働者問題に関する世論の動向 '90年の関連報道記事に読む」『国際人流』4月号
155. 森廣正（1990）「日本における外国人労働者問題の現状」『大原社会問題研究所雑誌』No.379・380
156. 労働省職業安定局（1991）「日系人雇用サービスセンターでは オープンから1カ月を経過して」『職業安定広報』10月11日号
157. 小林英之（1992）「採用決定には「法的留意」を 外国人労働者雇用のポイント」『総合資料M & L』No. 107
158. 神奈川県労務安全衛生協会（1992）「適正就労へ事業主向け指針 外国人労働者雇用の実務」『総合資料M & L』No. 107
159. 総合資料M & L編集部（1992）「労働省「外国人雇用管理事例集」から」『総合資料M & L』No. 107
160. 布施直春（沖縄労働基準局長）（1992）「外国人研修生の受け入れと留意点」『労務事情』No. 781
161. 神奈川県労働基準局（1992）「外国人雇用 事業者等が講ずべき措置に関する指針」『労務事情』No. 781
162. 労働省（1992）「企業経営の国際化と労働面での対応に関する調査 「平成2年度産業労働事情調査」より」『労務事情』No. 781
163. 労働省職業安定局（1993）「外国人労働者受け入れの現状と社会的費用」『労働経済旬報』No. 1486

164. 中江章浩(1994)「外国人労働者の社会保険は日本人と同一に 安易な受け入れではなく、選択的制限の上での対等化を図りたい」『エコノミスト』2月1日号
165. 山本典子(1997)「外国人労働者の現状と課題」『官公労働』No. 51-11
166. 今田真人(1990)「アジアからの外国人労働者はいま 「改正」入管法実施目前に高まる不安」『赤旗評論特集版』5月14日付
167. 本多淳亮(1992)「外国人労働者の実態と問題の所在 急務となる秩序ある受け入れの促進」『赤旗評論特集版』8月10日付
168. 塩谷法道(1990)「外国人労働者問題と入管法「改正」 反対した日本共産党の主張をみる」『赤旗評論特集版』6月11日付
169. 奈良義人(1991)「中小企業の景気と外国人労働者問題について」『賃金事情』No. 2112
170. 東京都信用金庫協会研究センター(1991)「外国人労働者の問題について 関心度合と雇用意識」『国際人流』12月号
171. 平和経済計画会議(1990)「外国人労働者受け入れに関する組合リーダーの意識動向」『N I R A 政策研究』No. 3-7
172. 横浜商工会議所(1990)「外国人労働者受け入れに関する調査」『労務事情』No. 742
173. 駒井洋(1992)「経済論理先行が生む悲惨と矛盾 新規流入の抑制と日本人並み条件の確保を」『エコノミスト』6月30日号
174. 駒井洋(1999)「日本への移民」『社会学ジャーナル(筑波大)』No. 24
175. 永山利和(1993)「日本における外国人労働者問題とは」『賃金と社会保障』No. 1097
176. 篠原由行(1993)「現代日本の外国人労働者問題にみる企業の海外進出と労働力の流動化に関する研究」『研究論集(神奈川大)』No. 17
177. 浅井充(1993)「ジレンマに陥る政府の外国人労働者政策 今、問われる人権無視の姿勢」『労働運動研究』No. 280
178. 中村尚司(1998)「日本の外国人労働者問題 労働力と人間とのあいだ」『アジア研ワールド・トレンド』No. 31
179. 村下博(1999)「日本における外国人労働者問題」『月刊国際労働運動』No. 328

おわりに まとめと課題

180. 桑原靖夫他(1998)「外国人労働者問題の今後について(座談会)」『労働時報(労働省)』No. 51-6
181. 井口泰(1998)「国際的な人の移動の動向と外国人労働者対策の課題」『労働時報(労働省)』No. 51-6
182. 井口泰(1999)「長期的な労働力人口予測と移民・外国人労働者政策の展望」『経済学論究(関西学院大)』No. 53-3

【これだけは知っておきたい労働法シリーズ】 各定価(本体1600円+税) 旬報社刊

退職・解雇のルール ◎古川景一
雇用を守り、解雇を規制するにはどうすればよいか。

介護福祉職・働き方のルール ◎水谷英夫
介護サービスの契約関係から労働条件、介護事故まで介護労働をめぐるQ&A。

労働組合活用のルール ◎道幸哲也
労働組合の結成から日常活動、労働委員会の活用まで。

企業再編・会社分割と雇用のルール ◎徳住堅治
会社分割、アウトソーシング、合併、持株会社など企業再編リストラへの対し方。

中高年・管理職 働き方のルール ◎山内一浩
中高年・管理職も労働者。権利と生活を守るための法律知識。

セクシュアル・ハラスメントと男女雇用平等 ◎山田省三
「セクハラ」問題から、ポジティブ・アクションまで働きやすい職場づくりQ&A。

